

向日市こども計画及び第三期向日市子ども・子育て支援事業計画について

1 近年の社会動向と国の方針

- 子ども・子育て支援を取り巻く近年の社会的な課題
 - ・ 少子化のスピードが加速、共働き世帯増加による保育需要（率）の上昇
 - ・ 需要と供給のアンマッチによる入所保留児童の発生
 - ・ 虐待、貧困、ヤングケアラーなどの多様な支援ニーズの顕在化

- 国の方針

こども基本法の制定【R 5. 4 月施行】（資料 1－1）

- ・ こどもの権利の尊重
- ・ こどもの意見の聴取

こども未来戦略方針【R 5. 6 月】（資料 1－2）

- ・ 若い世代の所得を増やす
- ・ 全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援

改正児童福祉法【R 5. 4 月一部施行、R 6. 4 月施行】（資料 1－3）

- ・ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

2 こども大綱・こども計画

- こども大綱
 - ・ 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない。（こども基本法第 9 条）
- 市町村こども計画
 - ・ 市町村は、国こども大綱や都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。（こども基本法第 10 条）
 - ・ 市町村こども計画には既存の各法令に基づく以下の計画と一体のものとして作成することができる
 - ┌ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「貧困対策推進計画」
 - └ 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」 など

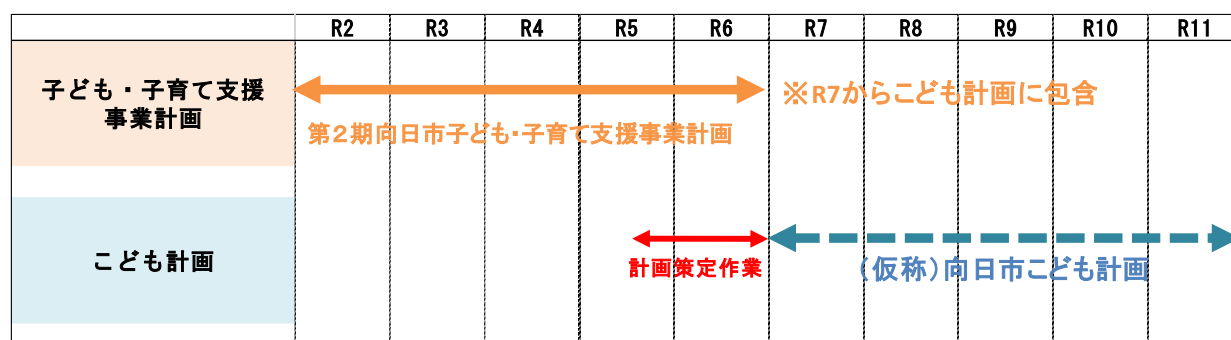
向日市では「こども計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「貧困対策推進計画」を一体的に作成予定

3 (仮称) 向日市こども計画の策定に向けて

令和5年度：就学前の児童及び小学生の保護者を対象としたアンケートを実施

令和6年度：こどもへの意見聴取を予定

→ アンケート結果や第2期計画の成果、課題等を基に、(仮称)向日市こども計画を策定する。



■スケジュール (予定)

開催日時	検討内容
令和6年1月10日	令和5年度第1回子ども子育て会議 ・アンケート調査について
令和6年2月上旬～ 令和6年3月上旬	アンケート調査の実施 ① 市に居住する就学前の児童の保護者 ② 市に居住する小学生の保護者
令和6年5月頃	令和6年度第1回子ども子育て会議 ・こどもの意見聴取について
令和6年6月頃	こどもの意見調査実施 例) アンケートやワークショップ、パブコメ等
令和6年9月頃	令和6年度第2回子ども子育て会議 ・新計画の骨子案について
令和6年12月頃	令和6年度第3回子ども子育て会議 ・次期計画(素案)について
令和7年1月頃	意見公募手続き(パブリックコメント)
令和7年2月頃	令和6年度第4回子ども子育て会議 ・意見公募手続き(パブリックコメント)結果について ・次期計画(最終案)について

※今後変更する場合があります。

こども基本法の概要

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども未来戦略方針

Point1 経済成長実現と少子化対策を「車の両輪」に

**経済成長の
実現**

持続的に構造的な賃上げと
人への投資・民間投資

**少子化
対策**

経済的支援の充実



**若者・子育て世代の
所得を伸ばす**

Point2 「3兆円半ば」の規模

2030年代
初頭までに **倍増**

**5割以上
増**

こども家庭庁
予算

**+3兆円
半ば**
大宗を3年で実施



こども一人当たりの
家族関係支出で

OECD トップの
スウェーデン
に達する水準



Point3 スピード感

今年度
から

出産育児一時金の引上げ
0～2歳の伴走型支援など

来年度
から

児童手当の拡充
「こども誰でも通園制度」の取組など

さらに

先送り（段階実施）になっていた
「高等教育の更なる支援拡充」
「貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児支援」を前倒し

少子化対策「加速化プラン」

①若い世代の所得を増やす

児童手当

- ☑ 所得制限撤廃 ☑ 支給期間 3 年延長（高校卒業まで）
- ☑ 第三子以降は3万円に倍増

高等教育（大学等）

- ☑ 授業料減免（高等教育の無償化）の拡大
- ☑ 子育て期の貸与型奨学金の返済負担の緩和
- ☑ 授業料後払い制度の抜本的拡充

出産

- ☑ 出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引上げ
- ☑ 2026年度から、出産費用の保険適用などを進める

働く子育て世帯の収入増

- ☑ 106万円の壁を超えても 手取り収入が逆転しない
- ☑ 週20時間未満のパートの方々→雇用保険の適用を拡大
自営業やフリーランスの方々→育児中の国民年金保険料を免除

住宅

- ☑ 子育て世帯が優先的に入居できる住宅
今後、10年間で計30万戸
- ☑ フラット35の金利を子どもの数に応じて優遇

②社会全体の構造や意識を変える

育休をとりやすい職場に

- ☑ 育休取得率目標を大幅に引上げ
- ☑ 中小企業の負担には十分に配慮／助成措置を大幅に拡充

育休制度の抜本的拡充

- ☑ 3才～小学校就学までの
「親と子のための選べる働き方制度」を創設
- ☑ 時短勤務時の新たな給付
- ☑ 産後の一定期間に男女で育休を
取得した場合の給付率を手取り10割に

③全てのこども・子育て世帯を ライフステージに応じて切れ目なく支援

切れ目なく全ての子育て世帯を支援

- ☑ 妊娠・出産時から0～2歳の支援を強化
伴走型支援：10万円＋相談支援
- ☑ 「こども誰でも通園制度」を創設
- ☑ 保育所：量の拡大から質の向上へ
- ☑ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）